

第3号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX (52)1490
発行責任者 高橋正人
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp



被災地復興に寄せて 生活と権利を守る

第83回メーデー

働く者の団結と国民の連帯で 原発ゼロ 希望ある社会へ

5月1日、第八三回メーデーが檜山でも行われました。せたな地区集会には20名が参加し、車パレードを実施。江差地区集会は、110名が江差茂尻公園に集いました。



(写真上↑)
南部集会において、プラカードと地域色あふれるお面を付けながら参加した厚沢部支部の皆さん。
(写真右→)
北部集会の様子。一人一人の繋がりが大切です。

学校ってどこどこであればいい?(藤嶋啓吾)

遅々として進まない東日本大震災の復興と被災者の支援、「原発ゼロ」をはじめとした切実な要求が掲げられ、「くらし・平和・地域を守るう」と訴えました。

北部集会

車パレードでアピール

北部集会は、檜山教組の北部方面各支部・支会その他、新婦人、信金労組など6団体が実行委員会をつくり、せたな町民ふれあいプラザ駐車場を会場に集会を開きました。

浜口喜久雄実行委員長(檜山教組副委員長)が主催者を代表して挨拶。「消費税増税反対、TPP参加反対、震災復興、原発ゼロへ、派遣や臨時

雇用などの不安定労働の解消」などの要求を掲げ、貧困や格差のない、誰もが安心して生きられる社会をつくろうと力強く訴えました。

その後、12台の車でせたな町と今金町をパレードし、地域住民や沿道の人々に、「原発ゼロ」、被災地救援への協力や社会保障の充実、安定した雇用と生活の確保、ゆきとどいた教育の実現などをアピールしました。

南部集会

茂尻公園に集結、決意共有

南部の江差地区集会は、檜山教組の中南部方面の各支部はじめ道退教、年金者組合、道南勤医協、新婦人、建交労

など8団体が実行委員会を構成、好天の中、実施されました。

主催者を代表して挨拶した檜山教組・江差支部の石橋英敏支部長は、遅々として進まない大震災後の復興、原発事故の収束、賠償に関わる政府の責任に触れ、政治と社会の在り方を問うことの重要性を強調しました。福祉・医療・子育ての現場から深刻な実態が報告され、いのちとくらしをめぐり切実な要求が訴えられました。また、持ち寄られた創作プラカードが紹介され、込められた願いが披露されました。集会は、「働くものの団結と連帯を強め、住民本位の復興と要求実現に共に力を合わせよう」とのメーデー宣言を満場の拍手で確認しました。

最後に、薄木完治副実行委員長(年金者組合檜山支部長)のリードで、団結がんばろうを唱和して閉会しました。

秋桜高校とは

秋桜高校は、通信制の単位制の学校。仕事をしながら、かつて学校で楽しい思いをしてこなかった子どもが、楽しみたいという思いで来ています。子どもも達って、「学校に来い」と言うとも来なくても、「来ても来なくてもどっちでも良いよ」というと、かえって来てくれたりします。それは、やっぱり学校に来たいという気持ちがあるからでしょう。

学校には、9年間在籍できるようにして、在籍しているが、ぜんぜん来なくても、在籍費などお金がかからないようにしています。それは、在籍して5年目から動き出す子、6年目から動き出す子など、子どもによつて本当に気持ち動いた時に来られるようにしたいからです。

中には、不登校だった子どもや、荒れた子どももいます。また留年などして編入してくる子どももいます。発達に課題のある子や、生活指導上問題のある子、貧困を抱えた家庭の子、様々な子どもがいます。しかし、秋桜高校では、規則も校則もありません。校則がなくとも、ぜんぜん困ったことはないのです。いわゆる「普通」に自然となっていくのです。競争や体罰などありません。でも、何もしないでいるというわけではなく、そんな中、子ども達を育てるため、子ども達の情報をみんなで共有して、寄り添うことに力を入れているのです。(つづく)

教育現場の苦勞と努力に目をよそ 「勤務実態再調査」



子どもの成長・発達にむかへせる学校に

今回の「調査」は、その礎をも揺るがしています。これ以上、学校が混乱しないよう「声」を大きくしていかなければなりません。

原水爆禁止国民平和大行進

～核のない平和な世界を～
北部(せたな町)5月29日(火)
午後6時～せたな町民ふれあいプラザ
南部(江差町)5月30日(水)
午後6時～江差勤医協前

北海道教育委員会(道教委)は3月27日、「会計検査院による検査及び全道調査結果に基づく処分・措置について(2012年3月末退職予定者分)」を発表しました。これは、一昨年の会計検査院の抽出調査により、昨年10月文科省からの指導を受けたことを理由に、文科省の指導する範囲を逸脱・拡大し、06年から10年までの5年間について道内ほぼすべての公立小、中、高、特別支援学校を対象に実施した「教職員給与費の適正執行に関する調査」(以下「勤務実態調査」)の結果に基づき、12年度末退職予定者に対し、先行的に行政処分等を行ったものです。

処分内容は以下の通りでした。

(1)勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたもの(職員が、勤務時間中に年休等の正規の手続きをとらずに校長との話し合いに参加したもの)

文書注意(監督責任)校長2名、文書注意(職務専念義務違反)職員2名

(2)長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていないもの(機械警備記録等によるもの)

戒告(職務専念義務違反)

校長14名、文書訓告(職務専念義務違反)教頭2名、職員2名、文書注意(監督責任)校長4名、文書注意(職務専念義務違反)職員57名(内、高校1名、特別支援2名)

(3)校外研修を実際には行っていないものなど(図書館等休日)

文書訓告(職務専念義務違反)職員14名(内、高校1名、特別支援5名) 服務上の指導(監督責任)校長

校長14名、文書訓告(職務専念義務違反)教頭2名、職員2名、文書注意(監督責任)校長4名、文書注意(職務専念義務違反)職員57名(内、高校1名、特別支援2名)

(4)外勤、出張及び職務免の取扱いが適当でなかったもの(勤務時間中に行うことが認められない教育研究団体等の会計業務等に従事していたもの)

服務上の指導(監督責任)校長9名、職員3名

今回の処分には明らかに「処分そのものが不適切」な事例が含まれている。たとえば、運動会で早朝から出勤し、法定労働時間(7時間45分)終了後、校長から「勤務を解きます」と言われて退勤した事例、町教研の総会で研究の総括・方針を論議しながら勤務として認められていない事例などである。

われわれがすでに指摘しているように、学校現場においては子どもたちの実態、地域の実態に、さまざまな教育関係の組織・団体とのかわりの中で日々教育活動が営まれている。したがって教職員の勤務時間、勤務内容もその実態に応じ弾力的に吟味、運用されることが求められる。

今回の処分には明らかに「処分そのものが不適切」な事例が含まれている。たとえば、運動会で早朝から出勤し、法定労働時間(7時間45分)終了後、校長から「勤務を解きます」と言われて退勤した事例、町教研の総会で研究の総括・方針を論議しながら勤務として認められていない事例などである。

われわれがすでに指摘しているように、学校現場においては子どもたちの実態、地域の実態に、さまざまな教育関係の組織・団体とのかわりの中で日々教育活動が営まれている。したがって教職員の勤務時間、勤務内容もその実態に応じ弾力的に吟味、運用されることが求められる。

今回の「調査」は、その礎をも揺るがしています。これ以上、学校が混乱しないよう「声」を大きくしていかなければなりません。